

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
別紙様式第6号（第59条関係） （日本工業規格A4）	別紙様式第6号（第59条関係） （日本工業規格A4）
<p>第1（略） 第2</p> <p>（生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(4)（略） 2～5（略） （生命保険相互会社） （略） （損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を</u></p>	<p>第1（略） 第2</p> <p>（生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無 (2)～(4)（略） 2～5（略） （生命保険相互会社） （略） （損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p>

<p>除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の2（第59条関係） （日本工業規格A4）</p>	<p>別紙様式第6号の2（第59条関係） （日本工業規格A4）</p>
<p>第1（略） 第2</p> <p>（生命保険株式会社） （略）</p> <p>（損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4)（略） 2～5（略） （生命保険相互会社） （略） （損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、</u></p>	<p>第1（略） 第2</p> <p>（生命保険株式会社） （略）</p> <p>（損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4)（略） 2～5（略） （生命保険相互会社） （略） （損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p>

<p>次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
別紙様式第6号の3（第59条関係） （日本工業規格A4）	別紙様式第6号の3（第59条関係） （日本工業規格A4）
第1（略） 第2 中間連結財務諸表 1（略） 2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在） 中間連結貸借対照表	第1（略） 第2 中間連結財務諸表 1（略） 2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在） 中間連結貸借対照表
(1)（生命保険株式会社及びその子会社等） （略）	(1)（生命保険株式会社及びその子会社等） （略）
(2)（損害保険株式会社及びその子会社等） （略）	(2)（損害保険株式会社及びその子会社等） （略）
（記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	（記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項	① 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別	① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無
(2)～(18)（略） 3～7（略）	(2)～(18)（略） 3～7（略）
(3)（生命保険相互会社及びその子会社等） （略）	(3)（生命保険相互会社及びその子会社等） （略）
(4)（損害保険相互会社及びその子会社等） （略）	(4)（損害保険相互会社及びその子会社等） （略）
（記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	（記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

<p>(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第11号（第143条関係） （日本工業規格A4）</p>	<p>別紙様式第11号（第143条関係） （日本工業規格A4）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第1（略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表 （外国生命保険会社等） （略） （外国損害保険会社等） （略）</p>	<p>第1（略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表 （外国生命保険会社等） （略） （外国損害保険会社等） （略）</p>
<p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(18)（略） 2～5（略） (以下略)</p>	<p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無 (2)～(18)（略） 2～5（略） (以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第 11 号の 2（第 143 条関係） （日本工業規格 A 4）</p>	<p>別紙様式第 11 号の 2（第 143 条関係） （日本工業規格 A 4）</p>
<p>第 1 (略) 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対照表 第 2 (外国生命保険会社等) (略) (外国損害保険会社等) (略)</p>	<p>第 1 (略) 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対照表 第 2 (外国生命保険会社等) (略) (外国損害保険会社等) (略)</p>
<p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(18) (略) 2～5 (略) (以下略)</p>	<p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無 (2)～(18) (略) 2～5 (略) (以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第14号（第210条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1（略） 第2 中間連結財務諸表 1（略） 2 中間連結貸借対照表 年度中（年 月 日現在）中間連結貸借対照表 (1)（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） (2)（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） （記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であって、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(18)（略） 3～7（略） (以下略)</p>	<p>別紙様式第14号（第210条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1（略） 第2 中間連結財務諸表 1（略） 2 中間連結貸借対照表 年度中（年 月 日現在）中間連結貸借対照表 (1)（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） (2)（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） （記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</u> ③ <u>当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> ④ <u>当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無</u> (2)～(18)（略） 3～7（略） (以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

<p>改正案</p> <p>別紙様式第16号の18(第211条の36第2項関係) (日本工業規格A4)</p>	<p>現行</p> <p>別紙様式第16号の18(第211条の36第2項関係) (日本工業規格A4)</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 中間貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 (少額短期保険株式会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～5 (略) (少額短期保険相互会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 中間貸借対照表 年度中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表 (少額短期保険株式会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～5 (略) (少額短期保険相互会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p>

<p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)</p>	<p>別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p>年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。) に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p>年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p>

<p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第 16 号の 24（第 211 条の 81 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 1 (略) 第 2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度（ 年 月 日現在） 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であって、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(14) (略) 2～8 (略) (以下略)</p>	<p>別紙様式第 16 号の 24（第 211 条の 81 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 1 (略) 第 2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度（ 年 月 日現在） 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</u> ③ <u>当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> ④ <u>当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無</u></p> <p>(2)～(14) (略) 2～8 (略) (以下略)</p>